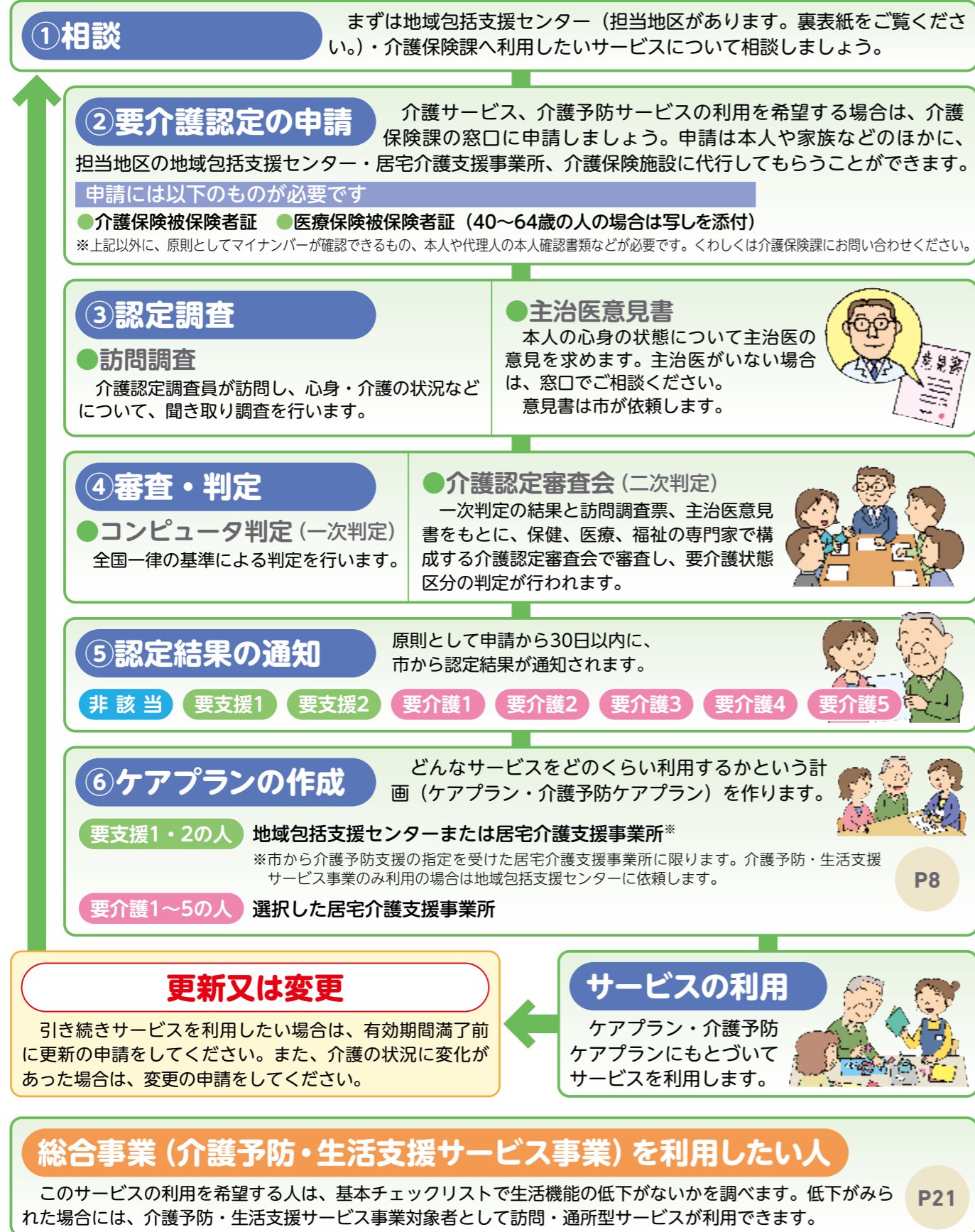


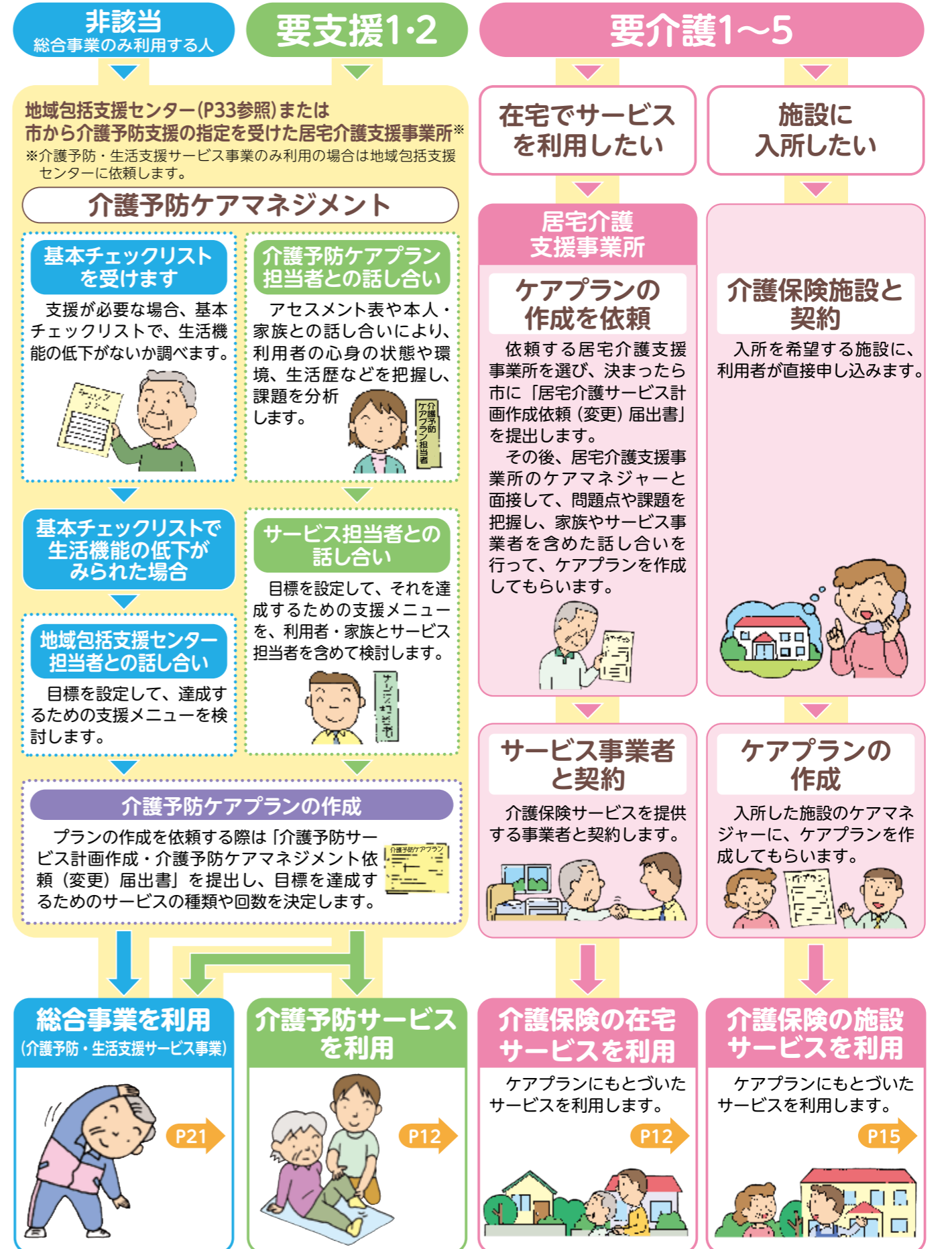
サービスを利用するまでの手順

サービスを利用するまでの手順は、以下のとおりです。



ケアプラン・介護予防ケアプランを作成します

居宅での自立した日常生活の継続や施設での日常生活上の世話、機能訓練のため、個々の心身の状態に合わせたケアプラン、介護予防ケアプランを作り、プランに沿って、効果が上がるようにサービスを利用します。



在宅でサービスを受けるには

介護保険のサービスを利用するためには、サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります。要介護1～5の人のケアプランは居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に依頼し、利用するサービスなどを検討・相談して決定します。要支援1・2の人、基本チェックリスト該当者のケアプランは地域包括支援センターの保健師等が作成します。なお、ケアプラン作成にかかる自己負担はありません。

要介護1～5の人 → 居宅介護支援事業所へ

ケアプランの作成例【要介護2/Aさん（男性）の場合】

状態・要望 ・夫婦二人暮らし ・脳梗塞で倒れ、退院して間もない ・歩行が不安定
 ・足の筋力を回復させ、一人で自宅のお風呂に入れるようになりたい

		月	火	水	木	金	土	日
早朝	8:00							
午前	10:00			訪問介護 (入浴介助)			訪問介護 (入浴介助)	
	12:00	通所リハビリ (デイケア)				通所リハビリ (デイケア)		
午後	14:00							
	16:00							
	18:00							
夜間	20:00							
	22:00							
深夜	0:00							
	2:00							
	4:00							

週単位以外のサービス ● 福祉用具貸与で4点杖、手すりを借りる ● おむつ券（特別給付）の利用

「要介護2」と認定された人の1か月のサービス費用の計算例

区分		サービス費用	自己負担額 (1割負担の場合)
介護保険給付適用分	訪問介護 [身体介護中心] (30分以上1時間未満)	4,276円 × 2回 × 4週 = 34,208円	3,421円
	通所リハビリテーション (5～6時間) 加算 (入浴Ⅱ)	7,992円 × 2回 × 4週 = 63,936円 649円 × 2回 × 4週 = 5,192円 (小計) 69,128円	6,914円
	福祉用具貸与 ※事業所や機種により異なります。 4点杖 手すり	1,500円 × 1品 = 1,500円 5,000円 × 1品 = 5,000円 (小計) 6,500円	650円
小計		109,836円	10,985円
適用外 (全額自己負担)	通所リハビリテーション (食費)	500円 × 2回 × 4週 = 4,000円	4,000円
	小計	4,000円	4,000円
		自己負担額合計	14,985円

1か月の自己負担の合計は**14,985円**になります。介護保険給付適用分は、**109,836円**で、要介護2の支給限度額(197,050円程度)内に収まっています。



計算例のサービス費用は全ておおよその金額です。

居宅サービス費のめやす

居宅サービス・介護予防サービス等の在宅サービスは、ご家庭を訪問するもの、施設に通って受けるもの、短期間施設に入所して受けるものなどがあります。これらは、要介護度ごとにサービスを利用する際の限度額が定められています。



● サービスを利用する際の限度額

介護度等	要支援1 事業対象者注	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1か月当たりの利用限度額 (利用できる単位数)	50,320円程度 (5,032単位)	105,310円程度 (10,531単位)	167,650円程度 (16,765単位)	197,050円程度 (19,705単位)	270,480円程度 (27,048単位)	309,380円程度 (30,938単位)	362,170円程度 (36,217単位)

※1か月当たりの自己負担を含んだ額です。

※居宅介護支援、介護予防支援、(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、施設サービス、その他サービスは限度額には含まれていません。

注：介護予防・生活支援サービス事業の対象者

要支援1・2の人 → 担当地区の地域包括支援センター、または市から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所へ

「要支援2」と認定された人の1か月のサービス費用の計算例

区分		サービス費用	自己負担額 (1割負担の場合)
介護保険給付適用分	介護予防訪問看護 [訪問看護ステーション] (30分未満)	5,194円 × 1回 × 4週 = 20,776円	2,077円
	総合事業適用分	介護予防通所サービス (週2回程度) (3,621単位)	1か月につき 38,673円
小計		59,449円	5,945円
適用外 (全額自己負担)	介護予防通所サービス (食費)	500円 × 2回 × 4週 = 4,000円	4,000円
	小計	4,000円	4,000円
		自己負担額合計	9,945円

1か月の自己負担の合計は**9,945円**になります。給付適用分は、**59,449円**で、要支援2の支給限度額(105,310円程度)内に収まっています。



計算例のサービス費用は全ておおよその金額です。

事業対象者の人 → 担当地区の地域包括支援センターへ

「事業対象者」と認定された人の1か月のサービス費用の計算例

区分		サービス費用	自己負担額 (1割負担の場合)
総合事業適用分	生活支援訪問サービス (週2回程度) (1,876単位)	1か月につき 20,730円	2,073円
	介護予防通所サービス (週1回程度) (1,798単位)	1か月につき 19,203円	1,921円
小計		39,933円	3,994円
適用外 (全額自己負担)	介護予防通所サービス (食費)	500円 × 1回 × 4週 = 2,000円	2,000円
	小計	2,000円	2,000円
		自己負担額合計	5,994円

1か月の自己負担の合計は**5,994円**になります。総合事業適用分は、**39,933円**で、事業対象者の支給限度額(50,320円程度)内に収まっています。



計算例のサービス費用は全ておおよその金額です。